

大妻女子大学入学者の既修得単位の取り扱いに関する細則

昭和58年4月1日
制定

(総則)

第1条 この細則は、大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定)第7条の2 第2項に規定する既修得単位の認定について定めるものとする。

(出願資格)

第2条 既修得単位の認定を願い出ることのできる者は、他の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した者とする。

(出願の時期)

第3条 出願の時期は第1年次の初めとする。

(出願手続)

第4条 既修得単位の認定を願い出る者は、次の書類を所定の期日までに教育支援センター教育支援グループ(狭山台校に係わる学生については狭山台事務室、多摩校に係わる学生については多摩事務部教育支援センター)へ提出するものとする。

(1) 単位認定願書

(2) 既修得単位の成績証明書

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、教務委員会において審議し、教育上有益と認められた場合は、教授会の議を経て行うものとする。

(認定単位数)

第6条 単位の認定は、60単位を超えない範囲で行うものとする。

(認定単位の評価)

第7条 認定した単位の評価は、すべて「認」として処理するものとする。

附 則

この細則は、昭和58年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成17年1月11日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。